

武蔵村山市まちづくり条例（原案）に対する意見公募の結果について

平成23年10月12日
武蔵村山市
都市整備部都市計画課

武蔵村山市では、平成23年5月1日から同年5月16日までの間に、「武蔵村山市まちづくり条例（原案）」に対する意見公募を実施しました。

下記のとおりその結果を公表いたします。

なお、参考として、平成23年5月8日及び同月10日に実施した「武蔵村山市まちづくり条例（原案）」の説明会において表明された意見とその回答の概要についても併せて公表いたします。

記

- 1 意見公募の実施方法
武蔵村山市まちづくり条例（原案）に対する意見公募要項（資料1）のとおり
- 2 意見提出件数
4件
- 3 意見の概要と市の考え方
武蔵村山市まちづくり条例（原案）に対する意見の概要及び市の考え方（資料2）のとおり

【問い合わせ】

武蔵村山市都市整備部
都市計画課 指田・西山
☎(042)565-1111 内線274

武蔵村山市まちづくり条例（原案）に対する意見の概要及び市の考え方

資料 2

	関係箇所	意見の概要	市の考え方
1	第4章第4節 開発事業の基準等	<p>墓地は未来永劫残るものであるため、安定的に経営され、継続的に行き届いた管理が行われる必要があるため、信者や檀家による基盤が希薄な宗教法人が遠方から移転してくるなどということがあつては、将来にわたる安定的な墓地経営について疑問と不安が積みまとうことになる。</p> <p>従って、墓地開発を行う宗教法人は、その主たる事務所が武蔵村山市内に存在する場合に限るよう規定してもらいたい。</p>	<p>武蔵村山市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）における開発事業の基準については、開発事業が行われる場合において、当該開発事業が魅力的なまちづくりの推進に資するものとするための当該開発事業そのものが満たすべき基準を定めるものです。</p> <p>御意見のように、まちづくり条例において、開発事業を行うこと自体を特定の事業者に限定することについては、公平を欠いた権利の制限となるため適当でないと考えます。</p> <p>なお、墓地の経営に関しては、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく許可が必要であり、許可権限をもつ東京都の「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」において、墓地の経営主体となり得る資格が限定されております。</p>
2	同上	<p>墓地は、突然自宅の隣接地にできるとなると反対する方が多く、争いごとに発展するケースも枚挙に暇がない。</p> <p>墓地開発地は、住宅から一定の距離を隔てた土地とするよう規定してもらいたい。</p>	<p>既述のとおり、まちづくり条例における開発事業の基準については、開発事業が行われる場合において、当該開発事業が魅力的なまちづくりの推進に資するものとするための当該開発事業そのものが満たすべき基準を定めるものです。そこで、墓地の設置をする開発事業については、そのまちづくりに与える影響を考慮し、緩衝緑地帯の設置を義務付けるなどの特別な緑化の基準を定めることにより対応を図っているところです。</p> <p>御意見のように、まちづくり条例において、開発事業を行うこと自体を市内全域において一律の条件で制限することについては、公平を欠いた権利の制限となるため適当でないと考えます。</p> <p>なお、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地の経営許可を行</p>

			うに際しては、その判断材料として周辺的生活環境との調和を考慮することが可能と考えられており、許可権限をもつ東京都の「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」において、設置場所の要件に係る規定が定められております。
3	同上	<p>墓地については、墓地区画数の5%以上の数の駐車場を確保し、開発区域の20%以上の緑地を確保することとされている。これらを同時に満たすために駐車場を芝生地として設計・施工されることで、火災の危険性が大きくなる懸念がある。</p> <p>墓地の駐車場については、路面をアスファルト・コンクリート等の堅固な材料で築造するよう規定してもらいたい。</p>	<p>まちづくり条例第88条第3項において、開発事業となる墓地の設置等における緑化の基準を定めており、緑化の方法等の詳細については、同項第1号の規定によりまちづくり条例施行規則で定めることとなります。そこで、当該緑化の方法については、駐車場、自転車駐車場又は通路とする部分以外に樹木により行うべきことを同規則において明示することといたします。これにより、緑化の基準を満たす面積の確保を目的とした駐車場の芝生化については、行われることはないものと考えます。</p>
4	同上	<p>墓参中の大地震による墓石倒壊から身を守るために、墓地内の各通路の幅員を最低でも2メートル程度以上確保するよう規定してもらいたい。</p> <p>また、通路が芝生地の場合は火災の危険があるので、アスファルト・コンクリート等の堅固な材料で築造するよう規定してもらいたい。</p>	<p>既述のとおり、まちづくり条例における開発事業の基準については、開発事業が行われる場合において、当該開発事業が魅力的なまちづくりの推進に資するものとするための当該開発事業そのものが満たすべき基準を定めるものです。</p> <p>よって、当該開発事業により整備される道路等の公共施設に関しては、まちづくり条例において満たすべき基準を定めることが適当であると考えますが、開発事業により設置される施設である墓地においてその利用者が使用する通路等に関しては、まちづくり条例において基準を定めることは妥当性を欠き、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地の経営許可を行う際の許可の基準として、当該通路等の基準を定めることが適当か否かを許可権者において判断すべきものと考えます。</p>

【参考】

武蔵村山市まちづくり条例（原案）の説明会において表明された意見とその回答の概要

平成23年5月8日及び同月10日の2日間に延べ4回実施した武蔵村山市まちづくり条例（原案）の説明会において表明された意見とそれに対する市の回答の概要は、次のとおりです。

	意見の概要	市の回答
1	開発事業で道路を整備した場合に、不動産会社等が土地を所有したままで、後に問題になる場合があるが、道路整備後市に寄附しなければならないと条例に規定することはできないか。	原則は市に帰属ということで指導していくが、条例で強制することは難しい。
2	罰金は50万円以下となっているが、大規模開発事業にかかる費用と比較すると少額すぎて実効性がないと思う。もっと金額を上げることはできないのか。	まちづくり条例は地方自治法第14条に基づき定める条例であり、罰金の上限は100万円と定められている。また、刑罰の均衡を図るという観点から他市の条例とも比較し、50万円が適当であると判断した。
3	生活道路の整備に関する規定や目標は定めないのか。	狭あい道路の整備に関する規定をまちづくり条例に設けることについて検討してきたが、境界の確定等の運用上の問題があり断念した。
4	モノレールの駅について条例に盛り込まないのか。	モノレールの駅については、決定しているものではないため、現時点で地区の指定をすることは難しい。将来、駅の位置が決定した場合には、推進地区として指定し、何らかの計画が定められるような規定を設けている。
5	自転車道や自転車レンタル基地を整備し、自転車を活用したまちづくりを行ってほしい。	まちづくり条例の中で施設の整備を規定することは難しいが、地区まちづくり計画を活用して、自転車の活用に関する何らかの計画を定める手法は考えられる。

6	防災登録農地として活用するなど、宅地化が進む一方である都市農地の活用について検討を重ねてほしい。	農地の活用についてはこれまでも検討を重ねているところであるが、今後も引き続き検討を行っていく。防災登録農地については、防災計画等で検討するほうが適切と考える。
7	景観重点地区に係る規制については、新たに規制をかけることになるので、もっと周知を徹底したほうがよいのではないか。また、市民が積極的にまちづくりに参加できるように、地区まちづくり計画等の内容についてPRを重ねたほうがよい。	まちづくり条例の内容の周知については、公布から施行までの6か月程度の期間に行っていきたいと考えているが、景観重点地区に係る規制の周知については別途検討する。